



Privacy

「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の公表

日本と欧州連合（以下「EU」といいます。）との間の個人データ移転に関する平成 30 年 7 月の合意（[2018年8月号](#)参照）に基づき、欧州委員会は、同年 9 月 5 日、日本について、十分な個人データ保護の水準を確保しているとの決定（以下「充分性認定」といいます。）をするための手続を正式に開始することを決定しました。

これに呼応して、個人情報保護委員会は、平成 30 年 8 月 24 日、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下「本ルール」といいます。）を公表しています。本ルールは、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データの取扱いについて個人情報の保護に関する法律の定めを補完する追加的なルールを定めるものであり、EU の一般データ保護規則で求められる個人情報保護の水準に達していない事項の法規制を EU と同等の水準とすることを目的とします。本ルールは、欧州委員会の日本に対する充分性認定の決定が発効する日から施行されます。

本ルールの概要は、以下のとおりです。

1. 要配慮個人情報

EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報について要配慮個人情報と同様に取り扱うことが要求されます。

2. 保有個人データ

EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに関しては、消去することとされている期間にかかわらず、本人による開示、訂正、利用停止等の請求の対象となる個人データ（保有個人データ）として取り扱うことが要求されます。

3. 利用目的の特定、利用目的による制限

EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合又は提供を受けた他の個人情報取扱事業者から当該個人データの提供を受ける場合、提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録すること、また特定された利用目的の範囲内で自らの利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することが要求されます。

4. 外国にある第三者への提供の制限

EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、一定の条件に該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることが要求されます。

5. 匿名加工情報

EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを不可能とした場合に限り、匿名加工情報（法第 2 条 9 項）とみなすこととされています。

欧州委員会による日本に対する充分性認定が採択されれば、日本の事業者が充分性認定に基づいて EU 域内から個人データの提供を受けることが可能となります。そのような個人データについては本ルールが適用されますので、その取り扱いが予想される事業者は予め本ルールに習熟しておくことが推奨されます。

IP

**改正不正競争防止法の施行期日決定** 平成30年9月12日、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、改正不正競争防止法が、一部の規定を除き、平成31年7月1日から施行されることとなりました。同法の概要については、[2018年4月号](#)をご参照下さい。

Disputes

**民事執行法制の見直しに関する要綱** 平成 30 年 10 月 4 日、法制審議会は、「民事執行法制の見直しに関する要綱」を決定し、法務大臣への答申を行いました。当該要綱においては、中間試案（[2017年11月号](#)参照）と同様、債務者が有する預貯金の差押えに関して、債権者の申立てに応じて執行裁判所が金融機関に対し、債務者の預貯金債権の有無に加え、当該預貯金債権に対する差押命令の申立てに必要な事項等につき情報提供を命じることができる制度等を設けることとされています。答申を受け、法務省は、改正法案の早期の国会提出を目指すとしており、今後の立法動向が注目されます。

©2018 Jones Day. All rights reserved.

ご注意：ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し又は参照することはできません。本書で取り上げたトピックは、ジョーンズ・デイ東京オフィスが注意喚起の目的で選択したものにすぎず、日本の法律に関する最新情報を全て網羅するものではありません。